

山形県滞納債権（貸付金）収納業務委託基本仕様書

1 業務名

山形県滞納債権（貸付金）収納業務委託

2 業務の目的

山形県（以下、「発注者」という。）は、発注者が有している滞納債権の収納に関して、県民への公平性の確保と発注者の財政基盤の確立を図る観点から、民間事業者のノウハウを活用した効率的な収納業務を実施し、滞納債権の縮減を図ることを目的として、本業務を委託する。

3 委託債権内容

（1）委託債権、委託予定債権額

委託債権、委託予定債権額は以下のとおり。

債権名称	委託予定債権額 (予定期数)		
	令和6年度 委託分	令和7年度 追加分	令和8年度 追加分
母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	24,885千円 (81件)	0円 (0件)	0円 (0件)
母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入遅延損害金（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条に規定する違約金をいう。）	1,472千円 (5件)	0円 (0件)	0円 (0件)
育英奨学金貸付金元利収入	57,995千円 (202件)	34,442千円 (112件)	1,000千円 (5件)
育英奨学金貸付金元利収入遅延損害金（山形県高等学校奨学金貸与条例第8条に規定する違約金をいう。）	5,874千円 (17件)	246千円 (3件)	246千円 (3件)
特別貸与奨学金貸付金元利収入	18,535千円 (51件)	16,288千円 (41件)	0円 (0件)
特別貸与奨学金貸付金元利収入遅延損害金（山形県高等学校奨学金貸与条例第8条に規定する違約金をいう。）	1,018千円 (5件)	247千円 (3件)	247千円 (3件)
スポーツ及び芸術奨学金貸付金元利収入	1,989千円 (3件)	0円 (0件)	0円 (0件)
高等学校定時制課程修学資金貸付金元利収入	340千円 (2件)	0円 (0件)	0円 (0件)

(2) 債権管理担当課

債権管理担当課は以下のとおり。

債権名称	債権管理担当課
母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	
母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入遅延損害金 (母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条に規定する違約金をいう。)	しあわせ子育て応援部 子ども家庭福祉課
育英奨学金貸付金元利収入	
育英奨学金貸付金元利収入遅延損害金 (山形県高等学校奨学金貸与条例第8条に規定する違約金をいう。)	
特別貸与奨学金貸付金元利収入	
特別貸与奨学金貸付金元利収入遅延損害金 (山形県高等学校奨学金貸与条例第8条に規定する違約金をいう。)	教育局高校教育課
スポーツ及び芸術奨学金貸付金元利収入	
高等学校定時制課程修学資金貸付金元利収入	

(3) 委託債権の範囲

半年以上償還がない債権のうち発注者（債権管理担当課（上記（2）記載の債権管理担当課をいう。以下同様。））が委託することが相当であると判断した債権とする。ただし、次の①から④に該当する債権は除くものとする。

- ① 訴訟等法的措置を実施又は実施を予定している債権
- ② 対象債権の借受人（借受人が死亡しており相続人がいる場合は相続人）、連帯借受人及び連帯保証人（以下債務者等という。）の全員が無資力又はそれに近い状態にあると認められる債権
- ③ 破産手続き中である債権
- ④ その他委託することが適切でないと判断する債権

なお、業務受託後、本業務の続行が困難であると受注者が判断した債権については、発注者にその取扱いを協議するものとする。

4 業務内容

受注者は、次の（1）から（8）までの業務を実施することとし、実施の手段、手法については、受注者の企画提案書による。

(1) 納付請求業務

債務者等に対し、電話又は文書等により、支払がない事実の告知、支払の催促を行う。

(2) 交渉業務

債務者等が支払に応じるよう交渉し、債務者等から支払方法等について

相談等があった場合には、必要に応じて、相談内容を発注者（債権管理担当課）へ報告し、指示を仰ぐこと。

（3）所在調査業務

居所が明らかでなく、納付請求・交渉業務が実施できない債務者等については、受注者の裁量により居所等の所在調査を実施すること。

（4）相続関連調査業務

契約締結後に債務者等の死亡が判明した場合、受注者の裁量により相続調査を実施すること。

（5）集金業務

債務者等からの入金については、受注者が開設した当該業務専用の決済用預金口座において一旦集金し保管すること。なお、債務者等が当該口座に振込む際に手数料が発生する場合、その手数料は債務者等の負担とする。

（6）払込業務

収納金は、業務委託契約書（案）第17条第1項及び第2項に基づき、払い込むものとする。

（7）報告業務

① 定期報告

毎月5開庁日（山形県の休日を定める条例（平成元年山形県条例第10号）第1条に規定する県の休日の場合はその前日）までに下記の内容を報告すること。

（ア）発注者（会計局会計課）への報告

- ・債権ごとの前月分の入金状況

（イ）発注者（債権管理担当課）への報告

- ・債務者等ごとの前月分入金状況

- ・債務者等ごとの前月分対応状況（納付請求・交渉状況、債務者等とのトラブル、苦情の発生状況など）

② 収納金の払い込み報告

収納金を発注者へ払い込んだときは、業務委託契約書（案）第17条に基づき速やかに収納計算書（別途規定（受託者決定後別途規定。以下同様））を提出すること。

③ 隨時報告

債務者等の状況について、発注者（債権管理担当課）が個別に照会した場合には、債務者等ごとにその詳細な状況を発注者（債権管理担当課）へ報告すること。

（8）事務の引き継ぎ

業務開始時及び終了時において、その旨を債務者等に通知する等円滑な業務の移行が図られるよう必要な業務を行うこと。この場合、債務者等に送付する通知文書については、その様式を送付前に発注者に提出すること。

（9）その他

滞納債権の収納のために必要な事務を行うこと。（債務者等からの相談

の記録など)

5 受注者に提供する情報

(1) 受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる債務者等の情報は債権ごとに発注者（債権管理担当課）が提供する。なお、提供する債務者等の情報の範囲は、契約締結時において把握しているものとし、情報内容は以下のとおりとする。

① 債務者等の基本情報

氏名、生年月日、性別、住所、勤務先、電話番号、債権名、滞納額

② 各債権における督促、催告等の状況

債権管理簿に記載されたこれまでの納付交渉状況

③ その他

受注者が行う滞納債権収納業務が円滑に進められるよう、受注者から①②以外の情報提供を求められた場合には、発注者（債権管理担当課）は、当該業務の遂行に必要と認められる範囲で情報を提供するものとする。

(2) 受注者は、発注者（債権管理担当課）から委託債権における債務者等の情報の提供を受けたときは、その内容を速やかに確認し、委託債権に関する確認書（別途規定）を発注者に提出するものとする。

6 契約終了後の措置

(1) 契約終了日をもって、全債権の委託を終了する。

(2) 受注者は、契約が終了した時は、債務者から滞納債権を回収するがないよう必要な措置を講じること。

(3) 契約終了後に受注者の口座に入金された現金については、受注者は全額発注者に納付すること。なお、この場合、発注者は受注者に委託料の支払いを行わないが、収納金の払込みに要する振込手数料については、受注者が発注者に対し請求書を提出するものとする。

(4) 本業務における債務者等との交渉等経過記録及び債務者等から知り得た情報は、全て発注者（債権管理担当課）に無償で提供するとともに、経過記録及び情報に関する発注者（債権管理担当課）からの問い合わせに対し、契約期間終了後においても誠実に対応すること。